



2009年度 9月実施
金融窓口サービス技能検定

金融商品コンサルティング業務 1級 実技試験

実施日 2009年9月13日(日)

試験時間 13:30~15:30(120分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等4題(12問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は9月13日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

10月27日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

【第1問】 次の設例および次ページ以下の AとBの会話 に基づいて、後掲の各問(《問1》
～《問3》)に答えなさい。

-----《設 例》-----

顧客Aは、約1年前にX銀行Y支店の渉外担当者Bの訪問勧誘の結果、株式投資信託「日本小型株ファンド」200万円を購入した。同ファンドの販売用資料には下記のように記載されていた。

日本小型株ファンドの特色

1. 主として日本の小型株式を中心に投資することで、信託財産の長期的な成長を目指し、原則として、日本の小型株式への組入れ比率を高位に保ちます。
2. 成長性が株価に反映されていないと判断される小型株(成長性を有すると期待される小型株)へ投資します。

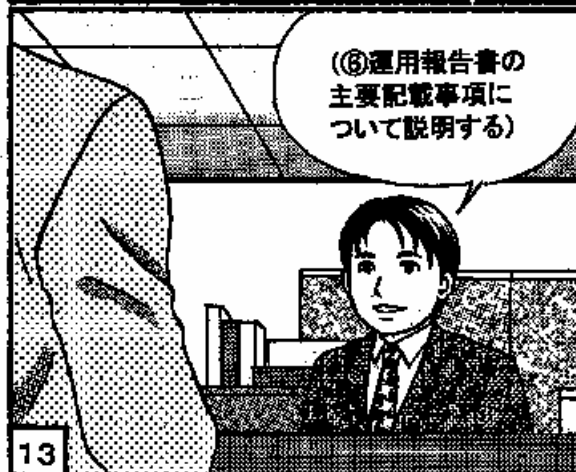
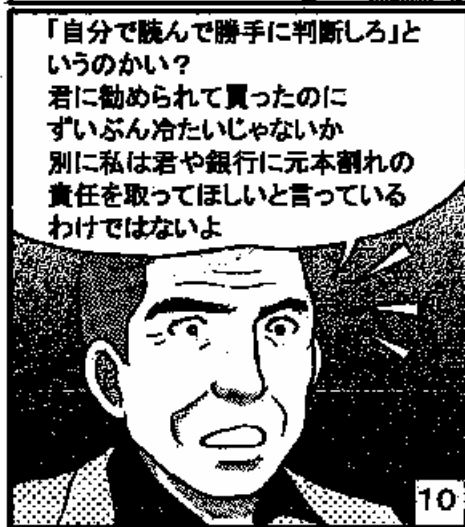
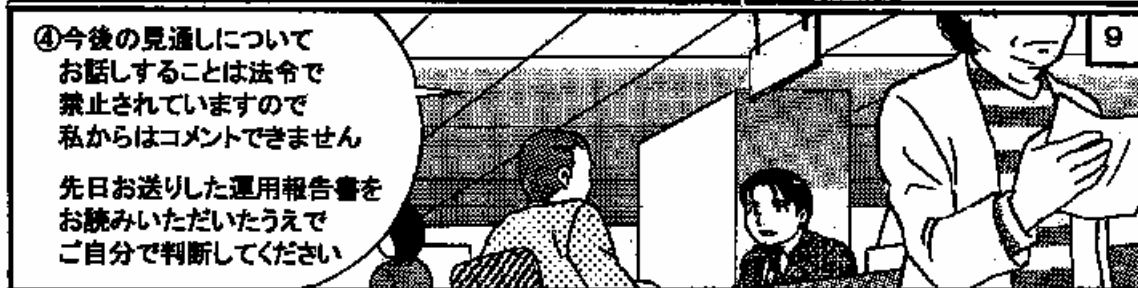
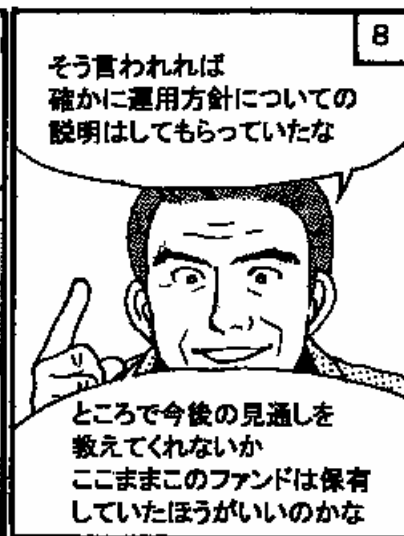
日本小型株市場

1. 日本の大型および中型株式は約300銘柄、時価総額で約85%です。
2. 日本の小型株式は約1,100銘柄、時価総額で約15%です。
3. 当ファンドの投資対象は、小型株式約1,100銘柄になります。

投資プロセス

1. 日本の小型株式のなかから、割安かつ成長が見込める銘柄を発掘します。
 2. 発掘した銘柄の企業について、ポートフォリオ・マネジャーが自ら企業訪問を行います。
 3. ポートフォリオ・マネジャーの分析結果を踏まえ、銘柄選定を行います。
- 商品名「日本小型株ファンド」は、架空のものである。





《問1》 Bの発言のうち、 と について、それぞれ「基準価額」、「運用報告書」とは何か、簡潔に説明しなさい。また、 について、運用報告書の記載事項のうち主要なものを3つ挙げなさい。

《問2》 Bの発言 に関し、なぜ日本小型株ファンドの運用成績が日経平均の動きとは異なる結果になったのかについて、ファンドの特色や投資プロセスから、その要因を説明しなさい。(250字程度)

なお、説明にあたっては、市場要因(株式市場が低迷した理由)に関する説明は不要であり、記述中に、「アクティブ運用」、「パッシブ運用」、「運用方針」、「日経平均」、「小型株」の用語を必ず使用するものとする(用語の順序は問わない)。

《問3》 Bの発言 ・ が、法令の禁止事項を踏まえた顧客へのアドバイスの観点から適切な発言といえるかどうかおよびその理由を述べなさい。(250字程度)

【第2問】 次の設例に基づいて、後掲の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

顧客Aは、60代の男性である。3年前に退職金の一部で主に日本株へ投資する株式投資信託を、X銀行Y支店で300万円購入した。Aは、それまでリスク性商品に対する投資経験はまったくなく、資産運用は円建て定期預金と個人向け国債を購入したことがあるだけだった。株式投資信託購入後、当初は株式市場が好調で基準価額も上昇し、一時は約3割の含み益であったが、昨年の金融危機後の株式市場の下落により、現在の基準価額は購入時の基準価額の約80%に下落している。もっとも、Aは、Y支店の担当者から定期的に基準価額の推移についての報告を受けており、売り時を逃したことを後悔はしているものの、元本割れそのものについては、自己責任であることを理解し、納得している。また、退職後再就職にも成功し、住宅ローンの返済も終了しているので、当面の資金ニーズはない。

ある日、Y支店の窓口にAが来店し、資産運用相談担当者のBが対応した。Aの来店の目的は、X銀行が最近取扱いを開始した「アジア優良株ファンド」の販売用資料を銀行からダイレクトメールで受け取り、興味を持ったため、「アジア優良株ファンド」についての説明を求めるためであった。なお、Aは、X銀行から購入した株式投資信託以外にも金融資産を保有しているが、リスクの高い株式投資信託での運用はこれ以上増やすつもりはない。

商品名「アジア優良株ファンド」は、架空のものである。

《問4》 Bは、Aが株式投資信託での運用をこれ以上増やすつもりはないと申し出ていることから、「アジア優良株ファンド」の勧誘は、いわゆる投資信託の「乗換え勧誘」に該当するのではないかと考えた。そこでBは、「乗換え勧誘」に該当するための要件を確認することにした。

「乗換え勧誘」に関する次の記述のうち、不適切なものの番号をすべて挙げなさい（不適切なものは1つとは限らない）。

なお、投資信託協会の「受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」5条(13)によると、「受益証券等の乗換え」とは、「現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付け（以下、本問において「解約等」という）を伴う受益証券等の取得をいう」とされている。

1. 「乗換え勧誘」にあたっては、顧客に対して当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わなければならないが、この説明義務は投資信託協会規則に基づくものであって、金融商品取引法（関連政省令を含む）に明文の根拠規定があるわけではない。
2. 乗換えとは、「解約等を伴う受益証券等の取得をいう」のであるから、「解約等」と「募集」の約定は同時に行われる必要があり、たとえば、売り・買いをセットで勧誘しているが、売り代金がいったん顧客に返金されて、その後、買い代金として再度入金される場合などは、乗換えに該当しない。
3. 乗換えを行う顧客（Aとは限らない）が、金融商品取引法で定義する「特定投資家」に該当する場合であっても、Bは当該顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わなければならない。
4. 乗換えを行う顧客（Aとは限らない）の現に保有している投資信託が株式投資信託ではなく、MRF（マネー・リザーブ・ファンド）やMMF（マネー・マネジメント・ファンド）であっても、Bは当該顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わなければならない。

《問5》 投資信託協会の「受益証券等の乗換え勧誘時の説明義務に関するガイドライン」によると、乗換え勧誘ルール的基本的考え方は、「長期保有を基本とする商品が多数存在しており、商品性も多岐にわたる受益証券等について、十分な説明もないままに乗換えが行われることを防止するため、乗換えを勧誘するに際し、当該乗換えを行うことが顧客のニーズに適合しているかを当該顧客が判断するための重要な事項について説明することを義務付けるものである」とされる。この基本的考え方に基づき、BはAに対し、乗換え勧誘にあたってどのような事項を説明する必要があるか。説明する必要がある事項を3つ挙げなさい。

《問6》 Aが興味を持った「アジア優良株ファンド」の特色は、販売用資料によると、(1)日本を除くアジア諸国・地域の株式等を主要投資対象とすること、(2)アジア諸国・地域の優良株に投資すること、(3)為替ヘッジは行わないこと、とされている。「アジア優良株ファンド」の勧誘に際し、BはAに対し、当該ファンドのリスクとして、Aの知識・経験等や当該ファンドの特色も踏まえ、特にどのようなリスクを説明すべきか。最も重要であると考えられるリスクの種類を2つ挙げ、それぞれについて簡潔にその内容を説明しなさい。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X銀行Y支店の窓口にて、男性顧客Aが訪れ、早期退職をして受け取った退職金の2,000万円を定期預金にしたいと思っているので、定期預金について説明を受けたいという申出をした。窓口担当者のBは、定期預金の説明をしながらAの生活状況や将来の希望なども聞いたところ、次のようなことがわかった。

- ・ Bは、早期退職後は別会社に勤めることができたが、その会社に勤められるのも10年程度と予想される。
- ・ その後の生活は不安であり、投資信託等を購入することも考えたが、退職金を失うことも怖いので、安全な定期預金にしたいと思っている。
- ・ 子育ても家のローンも終わっており、他に3,000万円ほどの預貯金もあるが、勤めも終わったあとは、妻と海外旅行などもしながら生活を楽しみたいと思っている。
- ・ これまでの余裕資金は預貯金としており、株式、債券、投資信託、変額年金などの投資経験はいっさいない。

Bは、Aの状況を聞き、一時払変額個人年金保険が適しているのではないかと考え、法定の契約締結前交付書面を交付したうえで、その勧誘を行った。

その際、BはAから、「私は、持病もあり入院費用等がすぐに必要になる可能性もある。この年金は元本保証されるということか」と聞かれたので、「年金原資保証です」と回答している。

《問7》 Aから、「払い込んだ保険料と将来受け取れる年金額の関係がよくわからない。また、年金支払開始前に死亡した場合に受け取れる死亡給付金についてもわからないので、もう一度説明してほしい」と言われたので、Bは、一時払変額個人年金保険の仕組みを表した簡単なグラフを用いて説明することとした。

- (1) Bが説明に用いたグラフを簡潔に表記しなさい。なお、「払込保険料」、「年金原資」、「死亡給付金」の用語をすべて用い、横軸に運用期間を置くこと。
- (2) 変額個人年金保険について、「予定利率」、「特別勘定」、「受取年金額」の用語をすべて用い、定額個人年金保険との差異を100字以内で説明しなさい。

《問8》 Aは、Bの勧誘に従って、その場で申込書を記入して申込みをし、保険料も全額支払って、妻を死亡給付金の受取人として、運用期間10年の年金原資保証型の一時払変額個人年金保険に加入した。しかし、家に帰って不安になり解約したいと考えた。保険業法に定める保険契約のクーリング・オフについての次の記述のうち、適切なものの番号をすべて挙げなさい（適切なものは1つとは限らない）。

1. Aは、自らX銀行に相談に行き、保険契約の申込みを行っていることから、訪問販売に該当せず、クーリング・オフをすることはできない。
2. Aがクーリング・オフに係る書面を送付したのは保険の申込日から5日後であったが、郵便事情が悪く、当該書面がX銀行に届いたときには、保険の申込日から10日たったという場合には、Aのクーリング・オフは無効である。
3. 保険業法上のクーリング・オフによる解除を利用しても、Aが返金を受ける金額は、払込保険料から、解除までの期間に係る保険料相当額を控除した金額となる可能性がある。
4. 仮に、死亡給付金の受取人であるAの妻が、以前保険会社に勤めていたことがあり、変額個人年金保険について十分な知識を持っていた場合、Aはクーリング・オフはできない。

《問9》 Aは、Bの「年金原資保証です」との説明を聞き、解約返戻金についても元本保証されるものと考えていた。加入してから5年後に、Aは、体調を悪くし入院費用が必要となったため、この一時払変額個人年金保険を解約したところ、解約返戻金は払い込んだ保険料の額より少なかった。この場合に関する次の記述のうち、最も適切なものの番号を選びなさい。

1. 変額個人年金保険の解約返戻金の額が、払込保険料の額を下回ることがあることについては、保険特有の事柄であり、BはAに対し説明する必要がない。
2. 変額個人年金保険は、保険業法上特定保険契約とされ、金融商品取引法の規定が準用されるが、年金原資保証型である場合には特定保険契約から除外されるため、金融商品取引法の規定は準用されない。
3. Bは契約締結前交付書面を交付しているが、同書面を交付する際に、BはAに対し、年金原資保証であるとしても解約返戻金は元本保証されていないことについて説明する法律上の義務がある。
4. 本保険の対象とする特別勘定に外貨建ての投資信託を運用対象とするものが含まれている場合であっても、本保険自体が円建てであれば、為替変動リスクについては説明する必要がない。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aは、消費財メーカーに勤めるサラリーマン（男性、38歳）である。AはX銀行と取引があり、X銀行の資産運用相談担当者のBはAとはかねてより面識があり、ある程度情報交換もできるような関係ができています。Bは、Aが外貨での投資を考えていると聞いたので、外貨預金を提案できれば、と考えています。

《問10》 Bは、Aが外貨による投資は初めてであることから、外貨預金についてわかりやすく説明することにした。外貨預金の勧誘・説明にあたり、法令上注意すべき具体的事項を4つ挙げなさい。

《問11》 Aが、預入時に先物為替予約をする方法があると聞いたことがある、とのことであったので、Bは先物為替予約について説明することにした。

(1) 現時点の直物為替が1米ドル=100円、期間1年の米ドル金利および円金利がそれぞれ年5%、年1%であるとした場合、1年先の先物為替予約レートは理論上何円になるか、計算過程を示して計算しなさい。計算にあたっては、小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

(2) 預入時に先物為替予約をした場合のメリットとデメリットを1つずつ挙げなさい。

《問12》 Bは、Aが投資タイミングについて心配しているので、投資タイミングの分散の観点から、ドル・コスト平均法について説明することにした。

(1) Bは、毎月10,000円ずつ米ドルを購入するとして、各月の購入単価が下記のとおりであったと仮定し、それぞれについて4カ月間の平均コストを計算してみた。下表の 印の欄に入る平均コストの額を、計算過程を示して計算しなさい。計算にあたっては、計算過程、計算結果ともに小数点以下第2位未満を四捨五入すること。

	1カ月目	2カ月目	3カ月目	4カ月目	平均コスト
	100円	101円	103円	104円	101.98円
	100円	98円	97円	95円	97.47円
	100円	98円	102円	99円	

(2) (1)を参考にしながら、ドル・コスト平均法にどのような効果が期待できるか、説明しなさい。(100字以内)